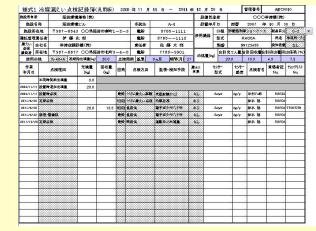


違法です!!

冷媒漏えい点検記録簿なんか作成していない。

フロンを使用している業務用の空調機器・冷凍冷蔵機器は、全ての機器ごとに点検整備記録簿(ログブック)の作成・記録・保存が必要です。



機器不良が無ければ、特に点検などしていない。

第一種特定製品(業務用空調機器・冷凍冷蔵機器)は、日常的な簡易点検と、専門業者による定期点検が義務付けられています。

機種	圧縮機電動機定格出力	点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

罰則 (管理者関係)

- 1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ①フロンのみだり放出
- 2) 50万円以下の罰金 ①管理者の判断基準違反 ②行程管理表交付違反
- 3) 20万円以下の罰金 ①「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告 ②立入検査の取去の拒否、妨げ、忌避
- 4) 10万円以下の過料 ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告

点検整備記録簿・定期点検、「フロン排出抑制法」に関するお問い合わせは...



共立冷熱株式会社 担当窓口：技術課
 〒880-0921 宮崎県宮崎市本郷南方3584-1
 TEL: 0985-56-1250 (代) FAX: 0985-56-1251

「フロン排出抑制法」平成27年4月施行から **3年経過!**
各地で立入検査が始まっています!!
今すぐ、お電話を!